

食料安定供給特別会計(国営土地改良事業勘定)

http://www.maff.go.jp/

1. 財政投融资を活用している事業の主な内容

対象事業は、土地改良法(昭和24年法律第195号)により国が行う土地改良事業(かんがい排水事業、総合農地防災事業)である。なお、土地改良工事の施行上密接な関連のある工事で、国が委託に基づき施行する受託工事は財投対象外である。

(参考)

平成20年度に国営土地改良事業特別会計を一般会計へ統合したことに伴い、平成10年度以前の新規着工地区で事業費の一部につき借入金を財源とする地区(以下「財投借入地区」という。)で、平成19年度末までに工事が完了しなかった地区については、道県の財源に支障が生じないよう配慮する必要があることから、これらの地区に係るすべての工事が完了するまでの間に限って経過措置として借入金で措置すべく、食料安定供給特別会計に国営土地改良事業勘定を設けて経理することとなった。

2. 財政投融资計画額等

(単位:億円)

元年度財政投融资計画額	30年度末財政投融资残高見込み
22	406

3. 当該事業に関する政策コスト分析の試算値

① 政策コスト

(単位:億円)

区 分	30年度	元年度	増 減
1. 国の支出(補助金等)	347	258	△89
2. 国の収入(国庫納付等)	-	-	-
3. 出資金等の機会費用	-	-	-
1~3 合計=政策コスト(A)	347	258	△89
分析期間(年)	20年	19年	△1年

② 投入時点別政策コスト内訳

(単位:億円)

区 分	30年度	元年度	増 減
(A) 政策コスト【再掲】	347	258	△89
① 分析期首までに投入された出資金等の機会費用	-	-	-
② 分析期間中に新たに見込まれる政策コスト	347	258	△89
国の支出(補助金等)	347	258	△89
国の収入(国庫納付等)	-	-	-
剰余金等の機会費用	-	-	-
出資金等の機会費用	-	-	-

③ 経年比較分析(対前年度実績増減額の算出) (単位:億円)

政策コスト	単純比較(調整前)	30年度	元年度	単純増減(②-①)
		347	258	
経年比較(調整後)	①分析始期の調整(分析始期を元年度分析に合わせた結果)	229	258	+29
		②前提金利の調整(30年度の前提金利で再試算した結果)		

【実質増減額の要因分析】

○ 政策コストの増加要因

・事業計画の変更による補助金等の増 (+29億円)

○ 政策コストの減少要因

・なし

④ 感応度分析(前提条件を変化させた場合)

(単位:億円)

(A) 政策コスト【再掲】	貸付及び調達金利を+1%させた場合	増減額	1. 国の支出(補助金等)	2. 国の収入(国庫納付等)	3. 出資金等の機会費用
258	254	△4	△4	-	-

(A) 政策コスト【再掲】	事業費を+10%させた場合	増減額	1. 国の支出(補助金等)	2. 国の収入(国庫納付等)※	3. 出資金等の機会費用
258	271	+13	+13	-	-

4. 分析における試算の概要及び将来の事業見通し等の考え方

- ① 試算の対象:土地改良事業に要する費用に対し、一定の割合により一般会計からの繰入が行われるもの
- ② 試算の対象の公共事業:かんがい排水事業11地区及び総合農地防災事業2地区の計13地区(元年度)
- ③ 試算の対象事業規模:13,757百万円(元年度) ※土地改良事業費等の公共事業に必要な経費を計上
- ④ 分析期間:元年度から財政融資資金の償還に係る土地改良事業負担金の回収が終了する19年度までの19年間
- ⑤ 道県が負担する土地改良事業費負担金については、償還条件13年(うち3年据置)を基に算出し事業収入を計上
- ⑥ 各事業別の残事業費に対し、年度ごとの事業計画等から年度別事業費等を算出し事業費を計上

(単位:百万円)

(実績)	(実績)					(見込み)	(決定)	(試算前提)				
年 度	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	
事業収入	48,786	39,065	41,979	31,054	25,857	32,702	26,735	15,439	12,363	9,722	6,977	
事業費	47,547	38,123	40,994	30,068	24,237	32,702	26,735	15,439	12,363	9,722	6,977	

(実績)	(試算前提)										
年 度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
事業収入	3,668	2,988	2,482	2,013	1,679	1,378	1,138	939	606	375	244
事業費	3,668	2,988	2,482	2,013	1,679	1,378	1,138	939	606	375	244

(実績)	(試算前提)		
年 度	17	18	19
事業収入	153	72	10
事業費	153	72	10

5. 補助金等が投入される理由、仕組み、国庫納付根拠法令等

特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第6条及び附則第231条第6項で準用する附則第165条により、本勘定における一般会計からの繰入対象経費について「土地改良工事に要する費用で国費が負担するもの及び当該土地改良工事に要する費用のうち土地改良法第90条の規定により都道府県に負担させる費用」と規定されている。

[国庫納付規定]

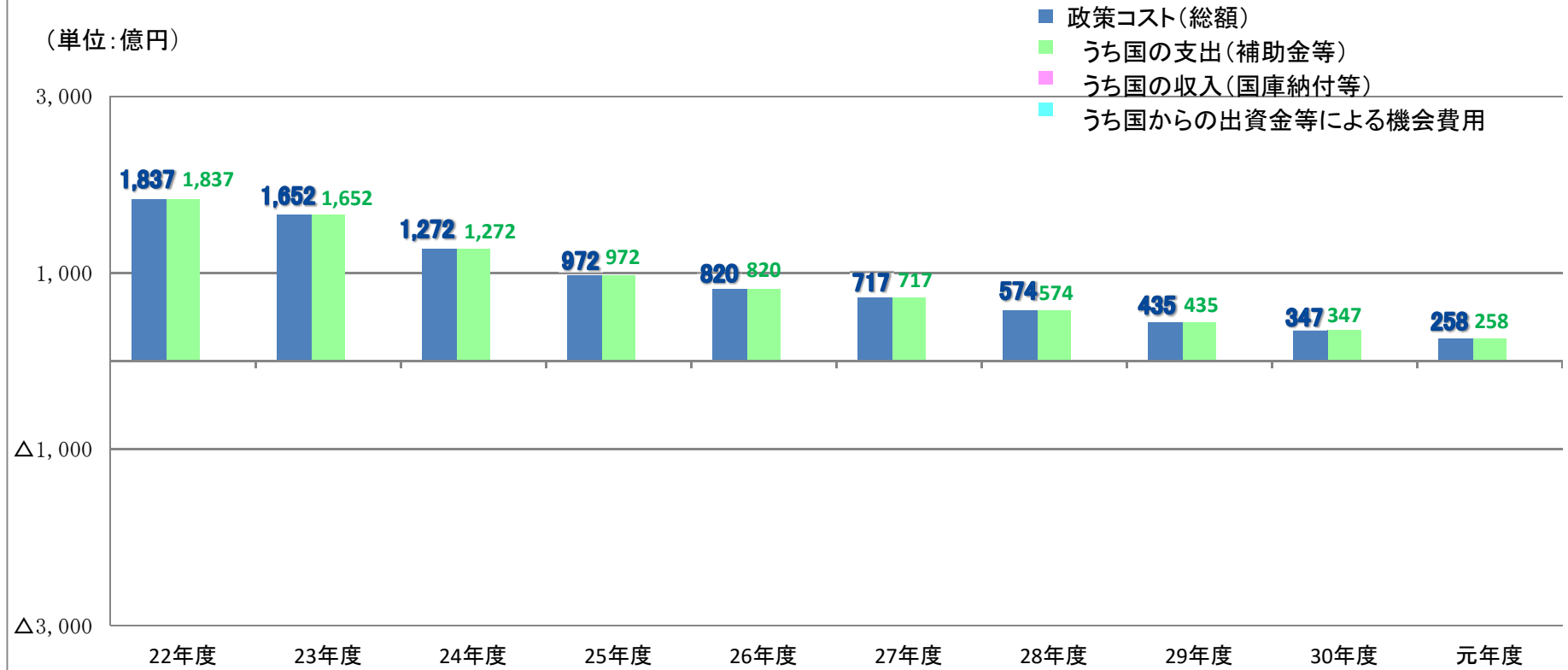
特別会計に関する法律附則第231条第6項において準用する附則第166条第1項の規定により「土地改良工事に係る土地改良法第90条の規定による負担金及びその利息の額のうち、附則第66条第18号の規定による廃止前の国営土地改良事業特別会計法第5条第1項の規定により一般会計から同法に基づく国営土地改良事業特別会計に繰り入れた金額並びに読替後の第6条及び前条の規定により一般会計から国営土地改良事業特別会計に繰り入れた金額に対応するものは、当該負担金及びその利息の収納後、遅延なく、法令で定めるところにより、同会計から一般会計に繰り入れるものとする。」とされている。

6. 特記事項など

特になし

(参考) 構成要素別政策コストの推移

<食料安定供給特別会計(国営土地改良事業勘定)>



(注) 各年度の政策コストについて、推計に適用される金利等の前提条件は異なる。

(ポイント)

- ・食料安定供給特別会計(国営土地改良事業勘定)の政策コスト分析は、土地改良事業に要する費用に対し、一定の割合により一般会計からの繰入が行われるものであり、当該費用が増加すれば政策コストの増加が発生。
- ・公共事業の残事業費が減少することに伴い、毎年、減少を推移。